

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市障がい者福祉計画（案）

募 集 期 間：令和3年1月20日（水）～令和3年2月2日（火）

意見等提出件数：32件（提出者5人）

あきる野市障がい者福祉計画（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方を公表させていただきます。

項 目	意見の概要	市の考え方
計画の位置付けについて	「計画の位置付け」に障害者権利条約(第33条 国内における実施及び監視)も含めるのが当然です。追加記載してください。	ご意見を参考に次期計画の策定に当たっては、障害者権利条約に関する記載内容などを検討します。
あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の開催について	策定委員会で当事者が直接意見表明する機会はなかったようです。当事者が、障がい者福祉計画策定委員会に参画するのは当然です。 その実現のために障害を取り除き、「合理的配慮」を進めてください。また、このメンバー以外の当事者が意見表明できる機会を作ってください。	あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員には、当事者や家族の方も含まれています。また、委員以外の当事者の意見については、アンケート調査やあきる野市地域自立支援協議会を通じ、聴取しています。
あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の開催について	次期策定委員会に公募による市民のメンバーを加えてください。	市民の代表委員は、公募によって選考しています。次期計画の策定の際も、同様に選考する予定です。
アンケート調査の実施について	知的及び精神障がい者のアンケート回収は三分の一ほどであり、郵送による配付・回収では意見表明しにくい当事者も多くいると考えられます。アンケート方法を工夫してください。	ご意見を参考に次期計画の策定に当たっては、調査方法や内容を検討します。
アンケート調査の実施について	本計画の策定には、相当数の無作為抽出された障がいのない市民の意見を聞くアンケートも必要です。次期計画の策定においては、ぜひ実現してください。そのアンケートには、地域をどのようにとらえるか等「地域意識」「地域認識」の設問が必要であり、自由記	アンケート調査は、当事者及びその家族のニーズを調査するために実施しており、その中で地域活動への参加や地域生活についての意見聴取を行い、自由記述欄での聴取も行っています。 しかしながら、広く市民の意見を聴取することも必要であると考えていますので、

	述欄での意見聴取が必要であると考えます。	次期計画策定の際には、ご意見を参考とさせていただきます。
障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進について	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進」は、障害者差別解消法の理解を深めることが取組内容となっています。</p> <p>これは障害者基本法第4条(差別の禁止)にかかわる理解ですが、その土台として市民及び行政に求められるのは、障害者基本法第1条(目的)・第3条(地域社会における共生等)の理解であり、障害者権利条約の理解です。これは、啓発・広報にとどまらず、障がい者の権利についての学習の深化、国際と国内における取組についての情報共有になると考えます。</p>	障がい者の権利について理解のある方を増やすことが大切であると考えています。まずは、関心のない方に興味を持ってもらい、理解のある方を一人でも増やすため、周知・啓発を強化していきます。その中で、障害者基本法や障害者権利条約の理解を深めていく施策も検討し、障害を理由とする差別の解消に努めていきます。
障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進について	障害者権利条約の実現に市が積極的に取り組んでほしい。障害者権利委員会での日本政府レポートの審査状況、障害者権利委員会から日本政府への勧告がなされた場合に、市民への周知や学習機会の確保を図ってほしい。	日本政府レポートの審査状況等を周知していくことが、国際的な動きの情報共有につながると考えています。今後、国の発表や報道等の情報収集に努め、周知方法などを検討します。
障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進について	個人通報制度も想定した障害者差別解消支援地域協議会の設置を盛り込んでほしい。	障害者差別解消支援地域協議会については、あきる野市地域自立支援協議会が、この役割を担っています。
障がい者等の安全・安心に向けた課題について	<p>令和元年10月台風19号は大きな被害をもたらしました。「障がい者等の安全・安心に向けた課題」の記述は、大規模地震や豪雨などが差し迫る中、あまりに一般的で現実味が欠けています。台風19号等の対応で明らかになった以下の点を踏まえて充実させる必要があります。</p> <p>①地域防災課はじめ市役</p>	<p>具体的な防災対策については、本計画に位置づける事項としていませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>災害時の対応については、所管課や普段関わりのある機関等が、現場の危機意識や日頃の関わりの中で築いた関係性を生かし、災害時に対応していくことが重要になります。その際には、当事者やその家族の理解と協力が</p>

	<p>所の人的・装備的体制が極めて脆弱であること。</p> <p>②町内会・地域防災組織は障がい者・高齢者などの避難困難者に対応できるだけの余力が乏しいこと。役員などの個人的献身では対応できない。</p> <p>③障がい者の「個別避難計画」の作成は遅々として進んでおらず、「福祉避難所」は二次避難所として協力施設事業者と一般的な協定を結ぶ段階にとどまっていること（要介護者も同様）。</p> <p>①～③を踏まえて具体的に加筆・改善してください。</p>	<p>必要であり、支援を行う側、受ける側が、お互いに共通認識を持つことが大切になります。また、関係部署と連携し、福祉避難所の確保における協定締結や運用方法などに取り組みます。</p>
<p>施策の展開について</p>	<p>「本計画では、障がい者福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するため、6つの基本目標と16の施策の方向性のもと、各種施策を展開します。」とあり、以下、施策名、取組内容、担当課の表があるが、取組内容の欄を2つに分け、前期の具体的取組（数値）・成果を書くようにすると分かりやすい。</p>	<p>施策における進捗状況の評価については、あきる野市障がい者福祉計画推進委員会の中で行っています。ご意見は、今後の評価方法の参考とさせていただきます。</p>
<p>啓発・広報活動の推進について</p>	<p>「障がい者週間におけるイベント・講演会の開催」に、「障害者権利条約はじめ障がい者の人権についての展示や講演を行う」を加えてください。</p>	<p>障がい者週間では、当事者団体等と協力・連携し、作品展示などを実施していますので、本計画には具体的内容を記載していません。ご意見については、施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>虐待防止の推進について</p>	<p>使用者による障がい者虐待で最も多いのは賃金不払いや最低賃金法違反等の経済的虐待である。障がい者雇用を進めるにあたって、民間企業が障がい者の労働者としての権利をどう保障していくのか、また合理的配慮をどのように行っていくのか、市の具体策はないか。</p> <p>これは民間企業だけでは</p>	<p>企業等の賃金不払いについては、通報があった市または都から都の労働局へ報告を行い、労働局が関係機関と連携して、経済的虐待の判断も含めて事案に対応しています。また、合理的配慮の提供に関しては、障がい者就労・生活支援センターを中心とした就労支援の中で企業に求めており、計画においては、企業就労に向けた支援体</p>

	なく、雇用型の就労継続支援 A 型事業所に対しても同様である。	制の充実の中で取り組みます。
障害福祉を支える人材の確保・育成について	福祉人材確保が難しい一番の原因は、福祉職の賃金が全産業の平均よりかなり低いことにあると思うが、手当・運営費補助などは考えられないか。	本計画においては、福祉人材の確保・育成の中で、令和 2 年度に、福祉人材の確保・定着率の向上を図る施策を検討するために各事業所へ実施したアンケート結果を踏まえ、情報提供のあり方や福祉人材の確保策などを検討します。
障がい児支援体制の充実について	子育てしやすいまちにしていくためには、出生から就学前という子育てが一番大変な時期の中でも、発達に心配のあるお子さんの相談を専門に成長を追いかけながら総合的に親と一緒に成長を見てくださる「子育て包括支援」窓口ができればと思います。	保護者からの子育てに関する様々な相談に対応できるよう、子育て世代包括支援センター（利用者支援事業の基本型及び母子保健型）と子ども家庭支援センターなどの各窓口が相互に連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を推進しています。
公共施設等のバリアフリー化について	東秋留駅、秋川駅、武蔵引田駅、武蔵増戸駅、武蔵五日市駅のホームドア設置の JR への要請を盛り込んでほしい。	ホームドアの設置については、本計画に位置づけていませんが、西多摩地域広域行政圏協議会において、東日本旅客鉄道株式会社にホームドア・可動式ホーム柵の整備等により、線路上への転落防止を図るよう要望しています。
防災対策の充実について	福祉避難所は、予め個別避難計画に記載した障がい者については、一時避難所にできるよう検討してください。協定を結んだ施設の同意と受入れ可能な準備を整えること、市として人的・物的支援を行うことが求められます。地域リソースの活用として、受入れ可能な通所作業所等の協力をどのように得られるか検討してください。また、一時避難所についても、障がい者のニーズにこたえる施設・運営の在り方を早急に整え、情報提供してください。	福祉避難所には、当事者に適した設備・備蓄物資・専門知識のある従事者が必要になると考えています。そのためには、通所している事業所など普段から関わりのある施設と協定を締結し、整備していく必要があります。スペースの問題もありますが、受入可能人数に合わせた備蓄品の設置も可能になります。 福祉避難所の指定については、事業所の被災状況や実際に避難が必要となる人数によって、状況が変化することから、指定する施設の基準などについて検討が必要と考えています。

		<p>また、災害が大きくなるほど、初動期から行政が十分に活動することが困難になります。平常時から災害時の体制整備については、協働で推進していきたいと考えています。</p>
防災対策の充実について	<p>「各市区町村の状況を調査し、今後の方針について検討する」という取組は、課題の切迫性にそぐわないものだと感じます。災害時個別支援計画は、当事者及び家族の十分な理解と了解の上に立案を相談支援員へ委嘱するようにしてください。数値目標を上げ、その作成と活用を進める必要があります。</p>	<p>人工呼吸器使用者等の医療ニーズの高い難病患者等に対し、保健所等の関係機関との連携の下で、市職員がその疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定していきたいと考えています。ご意見については、施策を推進する際の参考とさせていただきます</p> <p>なお、災害時個別支援計画の具体的な数値目標については、本計画において目標値を設定するものではないと考えていますが、引き続き個別支援計画の策定に積極的に取り組んでまいります。</p>
防災対策の充実について	<p>個別支援計画立案の難点の一つは、個人情報の管理でしょう。フルスペックの計画だけではなく、災害情報の共有の支援、避難行動の支援、避難所滞在時の支援、医療的支援など部分的・段階的な計画を検討してほしいと思います。郵送による呼びかけと調査（中野区実施）も活用して理解の得られる計画を作成し、避難行動要支援者名簿の作成を急いでください。</p>	<p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき作成しています。</p> <p>なお、運用するに当たり、平常時に名簿を活用する場合においても、対象者の承諾を必要とし、承諾者の情報については、所持者の厳重な管理が求められています。支援を行う側、受ける側が互いを思い、支援体制の整備を行うことが重要になると考えています。</p>
防災対策の充実について	<p>障がい者のいる世帯に対し、大規模地震・豪雨時における緊急通報システム、家具倒壊防止・雨水流入防止・避難経路確保用器具の給付を充実させてください。</p>	<p>緊急時における連絡手段の確保が困難な在宅の重度身体障がい者及び難病患者に緊急通報システム機器の貸与を行っています。</p> <p>なお、家具倒壊防止等の給付については、本計画に位置づける事項としていませんが、当事者のニーズやその家族の支援状況などの実態を踏まえ、作業支援など必要な支援のあり方について検討</p>

		していきたいと考えています。
第5期計画の目標と実績について	障害福祉サービス事業の提供実績が一覧になっているが、事業所数(市内外の内訳)を入れてほしい。市内事業所が足りているのか、市外の事業所も使った実績なのか分からない。「住み慣れた地域で暮らす」をうたうなら、近くに事業所があつてほしい。	本計画の障害福祉サービス等の提供実績については、本市が援護する方の提供実績を把握するために市内外を含めた実績になっています。 なお、事業所の充実については、単に建設促進を図るのではなく、住み慣れた地域で暮らすため、利用者ニーズなどに応じた障害福祉サービス等の提供ができるよう努めます。
第5期計画の目標と実績について	共同生活援助(グループホーム)は施設から地域へ移行する際の受け皿になっていると思うが、高齢化対応の日中支援型グループホームや重度行動障がいのある方に対応できる強化したグループホームがどれくらいあるのか、充足しているのかを知りたいので、分けて記載してほしい。	施設は市内外にあるため、高齢化対応の日中支援型や重度行動障害に特化したグループホームの数は正確に把握できていませんが、高齢者や行動障がいの強い方を含め、本市が援護している方で長期間、グループホームの入居待機者になっている方はいません。
障害福祉サービス等の事業量の見込みについて	地域生活支援の移動支援は要望が多いのに、計画値が減っているのはなぜか。ヘルパー不足で、事業所も対応できないことが多く、利用者は断られていると聞く。アンケートでは外出支援は知的、身体、精神、難病、どれをとっても希望が多い。移動支援に限らず、車による移動(移送、福祉有償運送)、コミュニティバス、公共交通の利便性にもふれ、充実を図ってほしい。	計画値が減少していることについては、他の障害福祉サービス等と同様に、過去の実績における変化率の平均を用いて推計した結果となっています。 また、公共交通の利便性等については、本計画へ位置づける事項としていませんが、市全体の公共交通を考える中で検討します。
障害福祉施設入所者の地域生活への移行について	施設入所者数削減を目標化しているが、施設の定員が削減されなければ、地域生活移行で定員割れした入所施設には新規入所者が入所する。市立入所施設がない現状で、社会福祉法人の入所施設の定員削減を実現するための市の具体策はないか。	民間施設への定員削減を求めていくのではなく、障がい者及びその家族一人一人のご意向を確認しながら、地域での生活を望まれる方や適切だと思われる方に地域移行を進めていきたいと考えています。

<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について</p>	<p>精神障がい者の退院後のことだけが書かれているが、ひきこもり、8050問題にも、取り組んでほしい。地域包括ケアシステムがその中心になってほしい。</p>	<p>ひきこもり、8050問題については、本計画に位置づける事項としていませんが、精神障がい者が地域で安定した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する中で、それぞれに合った支援の枠組みを関係機関と連携し、精神障がい者のひきこもりや8050問題についても対応していきます。</p>
<p>地域生活支援拠点等が有する機能の充実について</p>	<p>コロナ禍(防災の点でも)では、地域生活支援拠点が必要と感じた。クラスター対応、特に緊急預かり、医師・看護師・支援員等の人材確保、派遣、その登録、コーディネートなどを行政の責任で行ってほしい。相談支援事業者に丸投げではなく、市でお願いしたい。前期から一歩も進んでいない。</p>	<p>地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れや対応、体験の機会、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的としています。基幹相談支援センターの設置後、相談支援事業所等と協力しながら面的整備を進めていきたいと考えています。</p>
<p>医療的ケア児等コーディネーターについて</p>	<p>医療的ケア児コーディネーターの連絡協議会を開いていただき、市内の医療的ケア児の現状把握と支援の方向性を考えていただければと思います。その協議会に、実際に医療的ケア児を受け入れている、こども園、保育園、児童発達支援事業所、訪問看護ステーションの方にも参加していただき、地域資源を活用し、ネットワークを作り、連携を図りながら進めていただければ幸いです。</p>	<p>本計画においては、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者と医療的ケア児等コーディネーターなどで協議の場を構成していますが、その他医療的ケア児等の支援に関連する機関の参加も想定しています。</p>
<p>あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員からの意見について</p>	<p>知的障がい者を診療する上で基礎的情報がない状況で、対応しなければならぬことが多々あります。 障がい者はお一人お一人対応が異なり、高齢者と比</p>	<p>障がい者が医療機関を受診しやすくなるよう、施策名「かかりつけ医の普及と障害理解の促進」において、医療関係者への障害理解促進について記載しています。ご</p>

	<p>較しても時間をかけて理解していく必要が生じます。また、初診もしくは数回程度お会いしただけでは、その方の全体像の把握は難しいと思います。そのことが、無理解と感じられる原因かもしれません。</p> <p>受診時に意見書程度の事前情報や明確な診断名を家族などから提示していただくと医療者として対応がスムーズになります。無理解を理解に変える工夫も必要になります。</p>	<p>意見を参考に、相互理解という視点を持って計画を推進していきます。</p>
<p>あきる野市地域自立支援協議会から聴取した意見について</p>	<p>医療について、診療科が複数ある病院では診療科により温度差があります。特に重度の障がい者は、受診が難しいことがあります。医師に向け簡単なリーフレット等を配布すれば解決する問題ではないと思います。</p> <p>重度の障がい者は診療に多くの労力が必要となります。診療報酬上のインセンティブや医師にきちんと医療者の言葉で状況を効率的に説明できる方も必要です。事前に、受け入れできる医師や診療科を確認する必要もあります。コロナ禍ですので、意思疎通がより重要になります。</p>	<p>重度の障がい者が医療機関を受診しやすくなるよう、施策名「かかりつけ医の普及と障害理解の促進」において、医療関係者への障害理解促進について記載しています。ご意見を参考に、相互理解という視点を持って計画を推進していきます。</p>
<p>貧困問題について</p>	<p>非正規雇用で非熟練労働に従事する障がい者の貧困問題については、相談支援事業所だけでなく、都労働相談情報センターや労働組合、貧困問題に取り組む団体などとの連携が必要である。福祉事業所や労働行政、労働関係団体、貧困問題に取り組むNPO等との連携促進のための具体策はないか。</p>	<p>当事者のニーズや支援状況などを踏まえ、生活困窮者自立支援事業の中で関係部署が連携し、貧困対策に取り組んでいきたいと考えています。</p>

性の相談機関について	性の相談機関を設置し、来所、電話、メールなどで多様なアクセスができるようにしてほしい。	性の相談については、思春期の悩みから病気、性被害など多岐にわたるため、相談内容に応じ、専門の相談機関を案内するなどの対応を行っていきます。
関係部署との連携について	障がいのある子どものことについても、障がい者支援課だけではなく、健康課、保育課、子ども家庭支援センター、指導室及び子ども政策課と多くの課が関係しています。連携は、どのように取れていますか。	関係部署とはケース会議等により、情報共有を行いながら対応しています。
触法障がい者の支援について	いわゆる「触法問題」を抱える障がい者があきる野市で地域生活を送るために、支援のあり方を考える検討会を地域自立支援協議会とは別枠で設置してほしい。構成員は障害福祉事業所だけではなく、更生保護関係者、支援団体や関係者、弁護士、医療関係者も含める。	当事者の置かれた状況により、関係機関が異なるため、ご意見を参考にケースごとの対応を行っていきます。